

霧島市ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

平成26年2月18日提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第186号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「2万1,000円」を「21,600円」に改める。

第13条第4号中「3箇月」を「3か月」に改める。

別表第1中

「	525円／月	「	540円／月
	525円／月		540円／月
	{ (戸数×525円) } ÷ 4		{ (戸数×540円) } ÷ 4
	／月		／月
」を	525円／月	」に改める。	540円／月

別表第2中

「	通信速度 1 Mbps	2,730 円／月	「	通信速度 5 Mbps	2,808 円／月
	通信速度 5 Mbps	3,570 円／月		通信速度 10 Mbps	3,672 円／月
	通信速度 30 Mbps	4,410 円／月		通信速度 30 Mbps	4,536 円／月
	通信速度 120 Mbps	4,935 円／月		通信速度 120 Mbps	5,076 円／月
	通信速度 120 Mbps (法人対象)	7,350 円／月	」を	通信速度 120 Mbps (法人対象)	7,560 円／月
					」に、

「	1,470 円／月	「	1,512 円／月
	420 円／月		432 円／月
	3,990 円／月		4,104 円／月
	2,100 円／月		2,160 円／月
」を	1,680 円／月	」に、	1,728 円／月

「	通信速度 1 Mbps	4,095 円／月	「	通信速度 5 Mbps	4,212 円／月
	通信速度 5 Mbps	4,830 円／月		通信速度 10 Mbps	4,968 円／月
	通信速度 30 Mbps	5,670 円／月		通信速度 30 Mbps	5,832 円／月

通信速度120Mbps	6,195 円／月
通信速度120Mbps (法人対象)	8,820 円／月

」を

通信速度120Mbps	6,372 円／月
通信速度120Mbps (法人対象)	9,072 円／月

」に、

「

通信速度 1 Mbps	6,510 円／月
通信速度 5 Mbps	7,035 円／月
通信速度30Mbps	7,560 円／月
通信速度120Mbps	8,085 円／月
通信速度120Mbps (法人対象)	11,340 円／月

」を

「

通信速度 5 Mbps	6,696 円／月
通信速度10Mbps	7,236 円／月
通信速度30Mbps	7,776 円／月
通信速度120Mbps	8,316 円／月
通信速度120Mbps (法人対象)	11,664 円／月

」に改

める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(提案理由)

利用者の利便性向上を図るため、ケーブルテレビインターネットの通信速度の増速を行うとともに、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）により、消費税率及び地方消費税率が平成26年4月1日から改められることに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。